

宿毛市

(金抜)

(令和 7年度)

令和 7年度 農委 第1号
高知県 宿毛市 山北

山北地区機能保全計画策定委託業務 実施設計書

履行日数 180 日

令和 7年 6月11日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木部設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 準拠図書

本業務で使用する図書は、農林水産省農村振興局及び食料・農業・農村政策審議会発行の「農業水利施設の機能保全計画の手引き」の総論及び各施設編による。

- ・農業水利施設の機能保全の手引き「総論」 R5. 4
- ・農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」 H28. 8
- ・農業水利施設の長寿命化のための手引き H27. 11

その他関連する基準等

第3条 管理技術者

- 1 次のいずれかに該当する者。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

ア 農業部門で選択科目を「農業農村工学」（旧称「農業土木」）とする。

イ 建設部門で選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とする。

ウ 総合技術監理部門で選択科目を「農業農村工学」とする。

- (2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「農業土木」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」とする。

- (3) 建設コンサルタント登録規定第3条第1号のロの規定により大臣が認定したものとし、専門部門を「農業土木」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」とする。

- (4) 農業農村整備事業にあっては、公益社団法人土地改良測量設計技術協会が定める「農業土木技術管理士」の資格を保有し、同協会が定める登録名簿に登録されている者。

- (5) 一般社団法人農業土木事業協会が実施する農業水利施設機能総合診断士認定試験に合格し、同協会に備える登録名簿に登録されている者。

第4条 照査技術者

本業務の照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格、実績及び技術力を有する者でなければならない。また、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することは

できない。

第5条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 第7 受注者は、この契約が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業

特 記 仕 様 書

務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また必要な事項を削除することができる。

第3条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係わる措置

1 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合には、減額変更または返納を求める場合がある。

第4条 その他

1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
設計業務					
設計業務 距離補正 L=1.4km	式	1			明細表 第1号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務(一般)					
直接調査費					
機能診断調査	式	1			明細表 第2号
間接調査費 (旅費交通費率分)	式	1			
直接業務費					
諸経費	式	1			
地質調査業務(一般)価格					

明細表 第 1号
設計業務

明細表

距離補正 L=1.4km

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議					
	式	1			
業務準備					
	式	1			
事前調査					
	式	1			
問診調査					
	式	1			
施設の重要度評価					
	式	1			
性能低下要因の推定					
	式	1			
健全度評価					
	式	1			
性能低下予測					
	式	1			
管理水準の設定					
	式	1			
機能保全対策の検討					
	式	1			

明細表 第 2号
機能診断調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現地踏査					
	km	1.4			
近接目視					
	式	1			
データ整理・損傷図作成					
	式	1			
鉄筋探査					
	箇所	3			
中性化深さ調査(ドリル法)					
	箇所	3			
コンクリート強度推定調査					
	箇所	3			
交通誘導警備員 交通誘導警備員B					
	人				
1 式 当り					